

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 31(オ)1103	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	家屋明渡請求	原審事件番号	
裁判年月日	昭和 33 年 1 月 14 日	原審裁判年月日	昭和 31 年 9 月 20 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 12 卷 1 号 41 頁		

判示事項	一ヶ月に満たない転貸により家屋賃貸借の解除が認められた事例
裁判要旨	賃借家屋の一部についてなした無断転貸の期間が一ヶ月に満たなかつたとしても、原判決認定の如き事情があるときは、賃貸人はこれを理由として賃貸借契約を解除しうるものと解すべきである。

全 文	
主 文	本件上告を棄却する。 上告費用は上告人の負担とする。
理 由	原判決挙示の証拠によれば、原審認定の各事実を肯認することができる。そして右事実関係によれば、原審が本件賃貸借契約は、上告人のなした無断転貸により解除せられたものと判断したのは正当であつて、本件においては、第一点所論の如き背信行為と認めるに足りない特段の事情があるものとは認められず、又第二点所論の如く被上告人の解除権の行使が権利の濫用であるということもできない。 よつて、民訴四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員の一致で、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 河村又介 裁判官 島保 裁判官 小林俊三 裁判官 垂水克己)